



川崎市屋外広告物【等】条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

条例は屋外広告物法の規定に基づき制定していることから「商品」を規制の対象に含められない。したがって、表題に「等」を加えることはできない。

（許可）

第3条 本市内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 広告物の表示又は掲出物件の設置
(2) 前号の許可の期間の更新
(3) 前2号の許可に係る広告物又は掲出物件の変更又は改造（規則で定める軽微な変更又は改造を除く。）

改正案1と同様の理由により商品を対象に含められない。

（禁止地域等）

第4条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件【及び商品】を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により指定された風致地区
(2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で、市長が指定する範囲内にある地域
(3) 川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）第2条の規定により指定された建造物、史跡及び天然記念物等の文化財並びにこれらの周囲で、市長が指定する範囲内にある地域
(4) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号の規定により指定された保安林のある地域
(5) 道路、鉄道及びこれらから展望できる範囲で、市長が指定する区間及び区域
(6) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域
(7) 河川、港湾、広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
(8) 官公署、学校、図書館、公民館、体育館、病院、公衆便所その他公共的建造物で市長が指定するもの及びこれらの敷地
(9) 古墳、墓地及びこれらの周囲の地域で、市長が指定する区域
(10) 社寺、教会、火葬場の建造物及びその境域で、市長が指定する区域
(11) 川崎市駅前広場占用条例（昭和38年川崎市条例第20号）第3条に規定する駅前広場

【(12) 歩道の区域】

現行条例上歩道を含む道路は禁止地域に指定しておらず、交通の安全を阻害しない広告物は認めている。また、規則で置看板は道路敷地内に設置しないこととなっている。

（禁止広告物）

第6条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は【商品】を設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
(2) 著しく破損し、又は老朽したもの
(3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
(4) 信号機若しくは道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
(5) 道路【・歩道の】交通の安全を阻害するおそれがあるもの

改正案1と同様の理由により商品を対象に含められない。

（措置命令、許可の取消し等）

歩道も道路に含まれるため、改正の必要はない。

第13条 市長は、第3条の規定による許可を受けた広告物又は掲出物件が、良好な景観若しくは風致を著しく害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったときは、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対して、相当の期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 （省 略）

3 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反した広告物又は掲出物件があるときは、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対して、相当の期限を定め、この条例若しくはこの条例に基づく規則に適合させるための措置又はこれらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

4 （省 略）

（罰則）

第44条 （省 略）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条から第5条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
(2) 第12条第3項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者
(3) 第13条第1項又は第3項の規定による市長の命令に違反した者

【(4) 第4条第12項、第6条第5項の規定で撤去の命令を3回受け命令に従わなかった者】

【(5) 第4項に従わない場合は、強制撤去する。】

屋外広告物法第7条に基づき行政代執行法により対応することとなっている。

3 （省 略）

4 （省 略）

川崎市屋外広告物条例施行規則（抜粋）

資料 3

（広告物又は掲出物件の基準等）

第 11 条 条例第 10 条第 1 項に規定する広告物又は掲出物件の規格は、別表第 2 に定めるところによる。

別表第 2（第 11 条関係）

広告物又は掲出物件の規格

1～7（省 略）

8 広告塔若しくは広告板又は建築物その他の工作物等に表示する広告物若しくは設置する掲出物件

（1） 広告塔若しくは広告板又は工作物等（建築物を除く。）を利用する広告物又は掲出物件

ア～イ（省 略）

ウ 置看板は、道路敷地内に設置しないこと。

屋外広告物法（抜粋）

（違反に対する措置）

第 7 条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第 3 条から第 5 条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく、確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第 1 項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条から第 6 条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

4 都道府県知事は、第 3 条から第 5 条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第 1 号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

二 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

道 路 法（抜粋）

資料 4

（道路の占用の許可）

第 3 2 条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 - 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
 - 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
 - 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2** 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
- 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
 - 二 道路の占用の期間
 - 三 道路の占用の場所
 - 四 工作物、物件又は施設の構造
 - 五 工事実施の方法
 - 六 工事の時期
 - 七 道路の復旧方法
- 3** （省 略）
- 4** （省 略）
- 5** （省 略）

（道路に関する禁止行為）

第 4 3 条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

（道路管理者等の監督処分）

第 7 1 条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力

を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
- 二 （省 略）
- 三 （省 略）
- 2 ～ 7** （省 略）

第 1 0 0 条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第 3 2 条第 1 項又は第 9 2 条第 2 項において準用する第 3 2 条第 1 項の規定に違反して道路又は道路予定区域を占用した者
- 二 （省 略）
- 三 第 4 3 条（第 9 1 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 四 （省 略）

第 1 0 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 （省 略）
- 二 （省 略）
- 三 （省 略）
- 四 第 7 1 条第 1 項又は第 2 項（第 9 1 条第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反した者
- 五 （省 略）